

区分	衛生措置等の基準	根拠	旅館・ホテル	簡易宿所
宿泊拒否	次に該当する場合を除き、宿泊を拒んではならない ・伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められる ・とばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められる ・宿泊施設に余裕がない	法第5条	○	○
	・でい酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがある ・著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがある	条例第4条		
宿泊者名簿	宿泊者名簿を備え、次の事項を記載する ・氏名 ・住所 ・職業	法第6条第1項	○	○
	・国籍、旅券番号 (日本国内に住所を有しない外国人の場合)	省令第4条の2第3項		
	・到着年月日 ・出発年月日	県規則第6条		
	宿泊者名簿は3年間保存する	省令第4条の2第1項	○	○
	宿泊者名簿は次のいずれかの場所に備える ・旅館業の施設 ・営業者の事務所	省令第4条の2第2項	○	○
風紀	善良な風俗が害されるような文書、図画その他物件を施設に掲示し、又は備え付けない	政令第3条第1号	○	○
	善良な風俗が害されるような広告物を掲示しない	政令第3条第2号	○	○
清掃	施設の内外は、定期的に清掃する	条例第3条・別表1第1項	○	○
面接等	宿泊しようとする者と面接する 又は ビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いて宿泊者の本人確認を行う	条例第3条・別表1第2項	○	○
客室	各客室には、次の基準を超える数の客を宿泊させない	条例第3条・別表1第3項	○	○
	【旅館・ホテル】3.3㎡につき1人 (ベッドを置く客室は4㎡につき1人)	別表1第3項(1)	○	
	【簡易宿所】1.65㎡につき1人	別表1第3項(2)		○
	客室内に必ず紙入れ容器を備える 水差し、コップ等の飲食用の器具を備える場合は、洗浄、殺菌したものを置く	条例第3条・別表1第4項	○	○
寝具	寝具類は、常に清潔にする 敷布、掛け襟、浴衣、枕カバー等の布片類は、客1人ごとに洗濯したものと取り替える	条例第3条・別表1第5項	○	○
洗面用水	洗面用水は、飲用に適する水を使用する	条例第3条・別表1第6項	○	○
便所	便所は、毎日清掃し、清潔に保つ	条例第3条・別表1第7項	○	○
ごみ	ごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理する	条例第3条・別表1第8項	○	○
	浴室等の管理は、次の基準による	条例第3条・別表1第9項	○	○
浴室等	原湯、原水、上がり用湯、上がり用水、浴槽水は次の水質基準に適合するように水質の管理をする	別表1第9項(1)		
	原湯、原水、上がり用湯、上がり用水の水質基準 1 色度 : 5度以下 2 濁度 : 2度以下 3 pH : 5.8以上8.6以下 4 有機物(全有機炭素の量)。 ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量 : 有機物(全有機炭素の量)の場合 3mg/L以下 過マンガン酸カリウム消費量の場合 10mg/L以下 5 大腸菌: 検出されないこと 6 レジオネラ属菌 : 検出されない(100mL中に10cfu未満)	県規則第5条第1項	○	○
	浴槽水の水質基準 1 濁度 : 5度以下 2 有機物(全有機炭素の量)。 ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量 : 有機物(全有機炭素の量)の場合 8mg/L以下 過マンガン酸カリウム消費量の場合 25mg/L以下 3 大腸菌群 : 1mL中に1個以下 4 レジオネラ属菌 : 検出されない(100mL中に10cfu未満)	県規則第5条第2項		
	水質検査を次のとおり行う 浴槽水※ 1年に1回以上 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水 浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて	別表1第9項(2)	○	○
	原湯、原水、上がり用湯、上がり用水 施設の使用開始の日前までに水質検査を行う (上水道、専用水道、貯水槽水道の水を使用する場合は除く)	別表1第9項(3)	○	○

区分	衛生措置等の基準	根拠	旅館・ホテル	簡易宿所
浴室等	浴槽水※ 十分にろ過した湯水または原湯を使用し、常に清浄で満たされているようにする	別表1第9項(4)	○	○
	浴槽の換水、清掃※ ろ過器なし 毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行う ろ過器あり 1週間に1回以上、浴槽水を完全に換水して清掃を行う	別表1第9項(5)	○	○
	浴槽水の消毒※ 塩素系薬剤を使用し、遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上とする	別表1第9項(6)	○	○
	ろ過器等※ ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部を消毒する 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管は、1週間に1回以上、内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去する 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行う	別表1第9項(7)	○	○
	ろ過器を設けず、加温設備その他浴槽水を循環し、又は貯留する設備と浴槽を配管で接続し、浴槽水を循環させる場合 これらの設備及び配管にレジオネラ属菌が繁殖しないように定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒を行う	別表1第9項(8)	○	○
	消毒装置※ 維持管理を適切に行う	別表1第9項(9)	○	○
	湯栓、水栓 湯、水を十分に補給する	別表1第9項(10)	○	○
	貯湯槽 原湯又は上がり用湯は、全ての箇所において60℃(最大使用時は55℃)以上に保つ (これにより難しい場合は、原湯又は上がり用湯の消毒を行う)	別表1第9項(11)	○	○
	貯湯槽 定期的に清掃及び消毒を行い、生物膜を除去する	別表1第9項(12)	○	○
	浴槽と水位計をつなぐ配管がある場合 定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。	別表1第9項(13)	○	○
	気泡発生装置等※ 定期的に清掃及び消毒を行う 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに使用を中止し、点検を行い、生物膜を除去する等の適切な衛生措置を講ずる	別表1第9項(14)	○	○
	調節箱※ 定期的に清掃、消毒する	別表1第9項(15)	○	○
	回収槽※ オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供しない (これにより難しい場合は、オーバーフロー還水管、回収槽の壁面の清掃・消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒する)	別表1第9項(16)	○	○
	注意事項表示※ 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、次のことを表示する 浴槽内に入る前には身体を洗うこと 循環浴槽水の誤飲をしないこと 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと	別表1第9項(17)	○	○
	衛生措置基準の遵守についての自主管理 手引書・点検表を作成し、内容について従事者に周知 営業者又は従事者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定める	別表1第9項(18)	○	○
水質検査記録・遊離残留塩素検査記録 3年間保管する	別表1第9項(19)	○	○	
※適用除外 次については※の基準を適用しない 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室 知事が公衆衛生上支障がないと認めるもの	条例第3条・別表1第10項	○	○	

【根拠法令等】

法：旅館業法(昭和23年法律第138号)
政令：旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)
省令：旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)
条例：旅館業法施行条例(昭和32年神奈川県条例第64号)
規則：旅館業法施行細則(昭和33年神奈川県規則第1号)